書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０５９号
東京都江東区潮見２丁目１番22号
清算株式会社　株式会社久米開発プロデュース
代表清算人　能口　卓也
1　決定年月日　令和７年９月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

更生手続開始

令和７年（ミ）第４号
東京都文京区本郷１丁目５番７号宝生ハイツ505号
更生会社　シー・シー・コア・ファーマシー株式会社
代表者代表取締役　山野井健太
1　決定年月日時　令和７年８月31日午後５時
2　主文　シー・シー・コア・ファーマシー株式会社について更生手続を開始する。
3　管財人　金山　伸宏
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和７年10月31日
6　更生債権等の一般調査期間　令和８年２月６日から令和８年２月20日まで
7　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和８年４月23日
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和８年４月30日
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ミ）第５号
茨城県日立市折笠町564番地２
更生会社　株式会社コンフィアンス
代表者代表取締役　鈴木健太郎
1　決定年月日時　令和７年８月31日午後５時
2　主文　株式会社コンフィアンスについて更生手続を開始する。
3　管財人　金山　伸宏
4　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社（代表取締役）に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
5　更生債権等の届出をすべき期間の終期　令和７年10月31日
6　更生債権等の一般調査期間　令和８年２月６日から令和８年２月20日まで
7　更生会社、届出をした更生債権者等又は株主が更生計画案を提出することができる期間の終期　令和８年４月23日
8　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期　令和８年４月30日
東京地方裁判所民事第20部